

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション等）

当社は、イタリアからヘアケア商材を輸入し、国内商社への卸売り販売を主に行ってきましたが、前年より、それまで取引のなかった専門企業と連携して自社サイトを構築し、消費者と直接向き合う小売り販売をはじめました。

今後は、さらに外部の専門企業との関係を深め、業務用の商材を美容サロンに直接販売する通販サイトを、新たに構築する予定です。これには広告・宣伝等で、外部の知見の活用も図る必要があります、当社と連携する企業の数を増やし、協力関係を密にします。

さらに、美容サロンとの直接取引により、商流の広がりや深化を、連携企業の協力を得て図ります。

b. IT 実装支援（共通 EDI の構築等）

ヘアケア商材を扱う当社の顧客の美容サロンの多くは、小規模な経営形態で、これまでは、電話とFAXが主な通信手段でしたが、最新のデジタル技術を利用した流通リノベーションを用いて、当社がEDI対応の発注・受注システムを構築することにより、当社との直接取引が、クラウドサービス等を介して容易にできるようになります。

これは、将来的には、関係企業との取引のみならず、顧客の美容サロンとの取引を共通EDI化できる端緒になるはずで、当社はその気構えでいます。

c. グリーン化の取組（未来のためのSDGsの取組等）

当社が取り扱いのヘアケア商材は、グリーン・コスメティックブランドの先駆的な存在で、環境への配慮を徹底した国際グリーン認証の〈mother science〉の認定を受けて、長年にわたりサステナビリティや環境保護に取り組んできました。

今後とも、取引先企業および顧客の美容サロンとともに、とくに、ゴール12「作る責任と使う責任」、ゴール14「海の豊かさを守ろう」、そしてゴール15「陸の豊かさを守ろう」の3課題を重視し、環境保全に取り組めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、取引先事業者から協議の申入れがあった場合は、協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど取引先事業者の適正な利益を含むよう、十分に話し合います。取引対価の決定を含め契約に当たっては、当社は、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

取引上の支払い代金は、原則として、現金をもって、相手先の金融機関の口座への振込にて支払います。手形で支払う場合には、割引料等を取引先事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、取引先事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、取引先事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2021年5月15日

株式会社 エルゴン・ジャパン

企業名

代表取締役 長谷川悠里

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。